

「滋賀県ちいさな企業応援月間シンボルマーク」の使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「滋賀県ちいさな企業応援月間シンボルマーク」（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（シンボルマークの使用目的）

第2条 シンボルマークの使用については、「滋賀県ちいさな企業応援月間」の趣旨に賛同する者にシンボルマークの使用を認めるものであり、使用する者の事業又は広告あるいはそれらに係る商品やサービス等の内容や品質などを保証するものではない。

（使用承認の申請等）

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、滋賀県商工観光労働部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 滋賀県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 滋賀県内の商工団体、金融機関等が普及啓発の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、中小企業支援課が適当と認めたとき。

（使用承認）

第4条 中小企業支援課は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 「滋賀県ちいさな企業応援月間」の理念に反すると認められる場合
- (2) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (3) シンボルマークを正しい使用方法に従って使用しないと認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- (5) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (6) その他、中小企業支援課が不適切であると判断した場合

2 前項の承認は、シンボルマーク使用承認通知書（様式第2号）をもって通知する。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形、文字等を正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) 承認された内容により使用し、中小企業支援課が付した条件・指示に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

（見本品の提出）

第7条 シンボルマークの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速やかに中小企業支援課に提出しなければならない。

（承認内容の変更の申請）

第8条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を中小企業支援課に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、シンボルマーク使用（内容変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 中小企業支援課は、シンボルマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、シンボルマーク使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。

（責任の制限）

第10条 前条の規定により、シンボルマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、中小企業支援課はその責めを負わない。

- 2 シンボルマークの使用承認を受けた者が、シンボルマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、中小企業支援課は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 シンボルマークを使用しようとする者は、第3条の規定に基づく使用承認の申請、第7条の規定に基づく見本品の提出、第8条の規定に基づく承認内容の変更の申請につ

いては、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成１６年滋賀県条例第３０号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この規程は、平成２６年７月３０日より施行する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和４年６月９日より施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日より施行する。